

一般事業主行動計画の公表

一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業者も含めた多様な労働条件の整備などに取組むに当たって、計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。

特定医療法人千水会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

目 標

妊娠中の職員及び子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

対 策

子どもを育てる職員が利用できる事業所内保育設備の設置及び運営
育児休業復帰後の支援（1年間育児手当の支給）